

正 本**副本直送**

平成26年(行ウ)第8号 安全な場所で教育を受ける権利の確認等請求事件

平成27年(行ウ)第1号 安全な場所で教育を受ける権利の確認等請求事件

平成28年(行ウ)第2号 安全な場所で教育を受ける権利の確認等請求事件

原 告 原告番号1の1 ほか

被 告 国 ほか8名

意見書

(原告らの鈴木眞一氏の人証申出について)

令和元年8月20日

福島地方裁判所第一民事部 御中

被告国指定代理人 榎 岳

佐 藤 真 利

筒 井 翁 雄

吉 野 弘 子

小野寺 幸 男

板 橋 三 智 代

大 江 啓

金 沙 伸 佳

梶 内 勇 作

古山繁樹

酒井直仁

桑島奈穂子

石澤廣隆

安斎

被告国は、本書面において、原告らの2019年(令和元年)6月28日付け証人申請書(以下「人証申請書」という。原告らの2019年(令和元年)7月9日付け証人申請に関する上申書(以下「人証申請上申書」という。)による訂正後のもの。)における鈴木真一氏(以下「鈴木氏」という。)の人証申出について、以下のとおり意見を述べる。

なお、略語については、本書面で新たに用いるもののほかは、従前の例による。

第1 意見

- 1 原告らが証人として申請する鈴木氏については、尋問によって取り調べる必要性がないから、同尋問の申出は却下されるべきである。
- 2 仮に、鈴木氏の尋問を実施するとしても、書面尋問の方法によるべきである。

第2 理由

1 鈴木氏の人証申出の内容

原告らは、鈴木氏の証人尋問の立証趣旨を「(1) 現状において福島県で子どもたちが生活することの危険性。」、「(2) 福島県民健康調査の甲状腺検査でカウントされていない福島県の子どもたちの甲状腺がんの症例数について。」、「(3) 証人を研究責任者として、2013年12月頃からスタートした小児甲

*1 ①井戸川克隆氏及び西尾正道氏については、同氏らの意見書の提出を待って、②崎山比早子氏については、福岡地方裁判所に係属中の同種訴訟(同裁判所平成26年(ワ)第2734号ほか損害賠償請求事件)で令和元年9月30日に実施が予定されている同氏の反対尋問の結果を待って(なお、原告らは、同氏について、「京都地方裁判所で同証人は証言をしているが、その後の新たな知見に基づいて、証言を行う予定である。」[人証申請書4・3ページ]とするが、同裁判所で証人尋問が実施された後の意見書はいまだ提出されていない。), ③山下俊一氏については、被告福島県の人証申出を待って、それぞれ意見を述べる。

状腺がん患者の症例データベース構築及び同がん患者の手術サンプル等を保管・管理する『組織バンク』整備の2つの研究プロジェクトで判明した甲状腺がんの症例数について。」、「(4) 福島県民健康調査の甲状腺検査で実施された甲状腺がん手術が、手術の妥当性に関するガイドラインを満たしていたこと。」、「(5) 上記(4)の手術のあと、再発、転移したケースの実情について」、「(6) 福島県民健康調査の甲状腺検査の医療情報の取り扱いについて」(以下、人証申請上申書2ページ記載の各立証趣旨を、それぞれ「立証趣旨(1)」「立証趣旨(2)」などと表記する。)とした上で、尋問事項として、「5 甲状腺検査でカウントされていない福島県の子どもたちの甲状腺がんの症例数について知っていること。」、「6 証人を研究責任者として、2013年12月頃からスタートした小児甲状腺がん患者の症例データベース構築及び同がん患者の手術サンプル等を保管・管理する『組織バンク』整備の2つの研究プロジェクトで判明した事実及び甲状腺がんの症例数について」など(以下、人証申請上申書4ページ記載の各尋問事項を、それぞれ「尋問事項1」「尋問事項2」などと表記する。), 福島県民健康調査(以下「県民健康調査」という。)の結果等(尋問事項2ないし5, 7ないし11)並びに「小児甲状腺癌の分子生物学的特性の解明」(甲C第73号証の1, 2。研究期間: 2013年〔平成25年〕1月から2018年〔平成30年〕12月まで)及び「若年者甲状腺がん発症関連遺伝子群の同定と発症機序の解明」(甲C第74号証の1, 2。研究期間: 平成25年12月から平成30年3月まで)の研究結果(尋問事項6)(以下、上記各研究を併せて「本件各研究」といい、その結果を「本件各研究結果」という。)に係る尋問事項を掲げている(人証申請上申書2, 4ページ)。

2 鈴木氏の証人尋問を実施する必要性がないこと

- (1) 原告らの人証申請上申書記載の尋問事項は、本訴における最終立証命題との関連性がないこと

ア 原告らは、本訴において、被告国に対する請求の請求原因(責任原因)として、①「情報隠匿の違法」(請求原因①)、②「子どもたちに安定ヨウ素剤を服用させることを怠った違法」(請求原因②)、③「児童生徒に年20mSvまでの被ばくを強要した違法」(請求原因③)、④「子どもたちを直ちに集団避難させることを怠った違法」(請求原因④)、⑤「被告国がオフサイトセンターの整備を怠っていたこと」(請求原因⑤)、⑥「(被告福島県とともに)周辺自治体との間のSPEEDI計算結果の情報共有を怠ったこと」(請求原因⑥)を掲げているところ、県民健康調査及び本件各研究結果の内容は、いずれも上記各請求原因に関連しないものというべきである。

イ また、原告らが本訴において主張する損害に関して見ても、原告らは、特定原子力損害をいうものではなく(平成30年7月9日の本件第15回口頭弁論調査)^{*2}、個々人の県民健康調査「基本調査」の推計結果を明らかにする必要はないとしているのであるから(被告国の平成28年6月20日付け求証明申立書1(1)・4ページ、原告らの平成29年2月3日付け準備書面(26))、本件において、県民健康調査や本件各研究結果に関する事実関係を明らかにする必要はないというべきである。取り分け、尋問事項7ないし10については、個別の症例にわたる質問となっており、本件との関連性を認め難い(個別の症例にわたる質問に対して、鈴木氏が法廷で証言を拒むと思われることは、後記(3)のとおりである。)。

ウ したがって、原告らの人証申請上申書記載の尋問事項は、原告らが本訴において設定している最終立証命題との関連性がないものといわざるを得

*2 被告国は、おって、予備的に、原告らの主張する損害が特定原子力損害でないことを前提とした主張を補充する予定である。

ない。

- (2) 原告らの人証申請上申書記載の尋問事項は、鈴木氏の証人尋問ではなく、他のより適切な証拠方法により立証すべき事項であること

上記のとおり、原告らの人証申請上申書記載の尋問事項は、本訴における最終立証命題との関連性がないというべきであるが、この点をおくとしても、以下のとおり、当該尋問事項は、鈴木氏の証人尋問ではなく、他のより適切な証拠方法により立証すべき事項であるといえる。

ア 県民健康調査について

(ア) 県民健康調査は、福島県の委託により、公立大学法人福島県立医科大学(以下「福島県立医大」という。)が実施しているものであるところ(乙B第18号証の2・106ページ)、その結果は、福島県又は福島県立医大放射線医学県民健康管理センターのウェブページ等において公開されており、仮にそのような公開情報以外に必要と考える事項があるのであれば、原告らにおいて、福島県等に照会した上、公表されている資料等やそれに関する専門家の意見書を提出するなどして主張・立証することが、正確な事実認定に資するというべきであり、受託者である福島県立医大に所属する一医師ないし研究者として県民健康調査に関与したにすぎない鈴木氏に、その記憶に基づいて証言させることが適切な事柄ではない。

(イ) 具体的に見ても、「甲状腺のエコー検査」の「モデル」(尋問事項3)、「検査に対する評価」(尋問事項4)、「症例数」(尋問事項5, 6)などは、証人の記憶に基づく証言よりも、客観的証拠に基づいて立証するほうが、正確な事実認定に資するし、証人の証言態度などによってその信用性が左右される性質のものではない。

また、尋問事項7(「甲状腺検査で実施された甲状腺がん手術は、手

術の妥当性に関するガイドラインを満たしていましたか。」)及び同8(「『治療の必要のない無害ながん』の手術を行ったという批判に対してどう考えていますか。」)については、鈴木氏は、その論文「検診発見での甲状腺癌の取り扱い 手術の適応」(日本内分泌・甲状腺外科学会雑誌第35巻第2号(2018)70ページ)において、「3. 福島の検診で発見された甲状腺癌の手術適応は?」、「4. 福島の検診後発見された甲状腺癌の治療は過剰診断治療にはなっていないのか?」との項を設けて見解を示しているのであるから、同論文を取り調べれば足りるというべきである(乙B第46号証)。

さらに、尋問事項11(「甲状腺検査の医療情報はどうに扱われているのですか。」)は、受託者である福島県立医大に所属する一医師ないし研究者として県民健康調査に関与したにすぎない鈴木氏に尋問すべき事項ではない。

イ 本件各研究結果について

また、本件各研究結果については、公表済みの鈴木氏らの論文等に基づいて明らかにすれば足り、むしろ、研究結果は、数値等の詳細な事実関係にわたる可能性があるから、客観的証拠によって立証した方が、正確な事実認定に資するというべきである(仮に、同結果が公表されていない場合には、後記(3)のとおり、鈴木氏は、法廷で本件各研究結果に関する質問に対して証言を拒むと思われる。)。

ウ このように、原告らの人証申請上申書記載の尋問事項は、鈴木氏の証人尋問ではなく、他のより適切な証拠方法により立証すべき事項であるというべきである。

(3) 原告らの人証申請上申書記載の尋問事項には、鈴木氏が、医師として「職務上知り得た事実で黙秘すべきもの」あるいは研究者の「職業の秘密」に該

当するとして証言拒絶権行使すると思われる事項が含まれていること

ア 原告らの人証申請上申書記載の尋問事項には、鈴木氏にとって、医師として「職務上知り得た事実で黙秘すべきもの」あるいは研究者の「職業の秘密」に該当し得る事項が含まれていること

(ア) 鈴木氏は、福島県立医大医学部甲状腺内分泌学講座主任教授(同大学付属病院甲状腺・内分泌外科部長)医師(疎乙第1、第2号証)として、県民健康調査に関与するとともに、本件各研究を行ったものであるところ、尋問事項1ないし12のうちには、医師ないし研究者として、民事訴訟法197条1項2号又は3号に基づき、証言拒絶権行使し得る事項が含まれている。

(イ) すなわち、医師は、守秘義務を負っており、正当な理由なく、患者情報を漏らすことはできず(刑法134条1項参照)、「職務上知り得た事実で黙秘すべきもの」については、証言拒絶権行使することができる(民事訴訟法197条1項2号)。そして、同号所定の「職務上知り得た事実で黙秘すべきもの」とは、単に職務上知り得た事実であるだけでは足りず、それが秘密としての内実を備えたもの(実質密)でなければならず、これをふえんすると、同号にいう「黙秘すべきもの」に該当するためには、単に本人がそれを秘匿することを望むばかりでなく、客観的に見て、これを秘匿することについて保護に値するような社会的、経済的利益が認められることを要すると解されている(早田尚貴「証言拒絶権」門口正人編集代表・民事証拠法大系〔第3巻〕70、71ページ)。

また、「職業の秘密」については、証言拒絶権行使することができる(民事訴訟法197条1項3号)とされ、同号所定の「職業の秘密」とは、その秘密が公開されてしまうと、当該職業に深刻な影響を与え、以後の職業の維持・遂行が不可能あるいは困難になるようなものをいい、

何が保護に値する秘密に該当するかは、裁判例上、抽象的には「当該秘密が知れることにより、企業が受ける打撃が深刻重大で、裁判の公正を犠牲にしてもその結果を回避する必要があるものを指す」(企業秘密に関する大阪高裁昭和48年7月12日決定・判時737号49ページ)とされ、さらに、「裁判の公正」という利益と「秘密保持の利益」とを比較するための具体的な判断基準については、裁判の公正の観点から、審理の対象である事件の性質、態様及び重要性、要証事実と当該秘密事項との関連性及び証拠としての必要性等を考慮し、他方で、秘密保持の利益という観点から、秘密を開示することにより秘密保持主体が受ける打撃の程度をそれぞれ考慮し、両者の相関関係的な判断によって決すべきであると解されている(札幌高裁昭和54年8月31日決定・判時937号16ページ、前掲早田「証言拒絶権」77, 78ページ)。

(ウ) この点、原告らの人証申請上申書記載の尋問事項は、必ずしも具体的ではなく、その趣旨が判然としないものの、原告らが県民健康調査及び本件各研究結果等について問おうとしている尋問事項7ないし11には、鈴木氏にとって、医師として「職務上知り得た事実で黙秘すべきもの」あるいは研究者の「職業の秘密」に該当し得る事項が含まれていると推察される。取り分け、尋問事項7ないし10は、個別の症例にわたる質問となっている以上、医師として「職務上知り得た事実で黙秘すべきもの」あるいは研究者の「職業の秘密」に該当することとなる可能性が高いということができる。

イ 原告らの人証申請上申書記載の尋問事項について法廷で鈴木氏の証人尋問を実施しても、実効性を欠く尋問になることが見込まれること
原告らは、被告福島県に対し、原告らの2017年(平成29年)10月6日付け準備書面(43)第3(12ページ)において、「小児甲状腺癌の分子

「生物学的特性の解明」を課題とする研究計画書(甲C第73号証の2)に係る求釈明を行ったが、これに対する回答が得られなかつたために、その研究責任者である鈴木氏を証人として呼び出し、尋問においてこれを明らかにしようとするものであることが明らかである上、尋問事項5で、「甲状腺検査でカウントされていない福島県の子どもたちの甲状腺がんの症例数について知っていること。」(注:傍点は引用者)として、「甲状腺検査でカウントされていない福島県の子どもたち」が存在する事実を所与の前提とした上で、職務上知り得た事実について網羅的に尋問しようとしていることなどに鑑みても、原告らから探索的な尋問が行われる可能性は高いといわざるを得ない。

このような原告らからの尋問に対し、法律専門家でない鈴木氏が、証拠調べ期日において、患者の医療情報や未公表の研究内容といった要保護性の高い情報に関する諸々の事項について、証言拒絶権を行使し得る事項に該当するか否かを即座に判断することが容易でないことは明らかであり、これにより鈴木氏に相当な萎縮効果が生じ、その結果、証人尋問の実効性を欠くことになると見込まれところでもある。

(4) 小括

以上のとおり、原告らの人証申請上申書記載の尋問事項は、本訴における最終立証命題との関連性がない上、他のより適切な証拠方法により立証すべき事項であり、また、鈴木氏が医師として「職務上知り得た事実で黙秘すべきもの」ないし研究者の「職業の秘密」に該当するとして証言拒絶権を行使すると思われる事項が含まれていることに鑑みても、鈴木氏の証人尋問を実施する必要性はないというべきである。

したがって、原告らの人証申請書による鈴木氏の人証申出は却下されるべきである。

3 仮に、鈴木氏の尋問を実施するとしても、書面尋問の方法によるべきであること

(1) ①証人予定者を証人として尋問できる要件が備わっていることを前提に、
②裁判所が相当と認め、かつ、③当事者に異議がない場合には、口頭尋問に
代えて、書面尋問の方法によることができるとされている(民事訴訟法20
5条)。

そして、裁判所は、上記②の相当性の判断に当たっては、⑦証人としての
出頭ないし証言が困難であること、⑧反対尋問の必要性が乏しいことといった
要素を総合的に考慮して行うべきものとされている。

この点、⑦証人としての出頭ないし証言が困難であることについては、「多忙かつ拘束性の強い業務に従事していて(例えば、医師、建設会社の現場主任等)、裁判所が当事者双方の都合を聞いてあらかじめ定める開廷時刻に出頭してもらうことが不可能又はその者に著しい負担をかけることになる場合」などには、「その者に証人として裁判所に出頭してもらうことは不可能又は不適切と考えられる。このような場合には、書面尋問の方法による相当性があると解すべきであろう。」とされている。

また、⑧反対尋問の必要性が乏しいことについては、書面尋問は、「まず申請当事者から主尋間に代わる尋問事項を記載した書面を提出してもらい、次いで、相手方当事者から、反対尋間に代わる回答希望事項を提出してもらい、裁判所が、これらを整理して、かつ、独自に質問したい事項を加えて、尋問事項を確定し、これを書面にして第三者に送付し、その回答を書面で行わせる」という手続である。このような手続で行われる第三者の回答書が、紛争の解決に役立つものであるためには、回答者及び回答事項の信用性につき、反対尋問による弾劾の必要性が乏しいこと、すなわち、回答が公平で、客観的であることが見込まれることが要求されているというべきである。した

がって、第三者の信用性が乏しく、反対尋問の必要性が高いと見込まれるときは、当初から所在尋問を含めた証人尋問の方法によるべきことになろう。」とされている。

(以上につき、木村元昭「人証の特別な取調べ方法」前掲門口・民事証拠法大系〔第3巻〕137ないし139ページ)

(2) 以上を踏まえて原告らの人証申請書による鈴木氏の人証申出について見ると、①鈴木氏の証人尋問を実施する必要性がないことは、上記2で述べたとおりであるが、仮にこれが認められるとしても、以下のとおり、同氏については、②証人としての出頭ないし証言が困難であり(後記ア)、かつ、反対尋問の必要性が乏しい(後記イ)ことからすれば、同氏の尋問は、書面尋問の方法によるのが相当である。

ア 鈴木氏は、上記2(3)ア(ア)のとおり、福島県立医大甲状腺分泌学講座主任教授として複数の授業を担当し、同大学附属病院において診療を行っているほか、一般社団法人日本内分泌外科学会理事長等複数の学会役員を務めるなど、多忙を極めていると推測され(疎乙第1ないし第3号証)、同氏の人証申出をした原告らにおいても、その出頭を確保していないのであるから、②証人としての出頭ないし証言が困難というべきである。

イ また、原告らの人証申請上申書記載の尋問事項を見ても、原告らは、県民健康調査及び本件各研究結果の内容を明らかにする目的こそあれ、鈴木氏自身及びその回答事項の信用性を彈劾する目的を有しているものとは思われない。

被告国としても、鈴木氏については、その医師としての立場及び経歴等に照らし、その回答が公平で、客観的なものとなると見込んでおり、同氏自身及びその回答事項の信用性につき、反対尋問による弾劾の必要性が乏しいと考えているところである。

したがって、鈴木については、①反対尋問の必要性が乏しいということ
ができる。

第3 結論

以上のとおり、原告らが証人として申請する鈴木氏については、尋問によつて取り調べる必要性がないから、同尋問の申出は却下されるべきであり、仮に、同氏の尋問を実施するとしても、書面尋問の方法によるべきである。

以上

疎明資料

- 1 疎乙第1号証 福島県立医科大学ウェブページ(鈴木眞一氏の経歴等)
- 2 疎乙第2号証 同上 (研究者データベース)
- 3 疎乙第3号証 福島県立医科大学付属病院ウェブページ(診療科のご案内・甲状腺・内分泌外科、甲状腺・内分泌内科)